

障がい者福祉サービスのご案内



みどり市

～利用されるみなさまへ～

本冊子は、障がいのある人のための福祉制度の主な内容をまとめてあります。（令和5年8月現在）

内容については、制度改正等により変更される場合がありますので、各制度の詳細は、担当窓口にてお確かめのうえ、ご利用をお願いいたします。

みどり市 障がい者福祉サービスのご案内 目次

1 相談窓口

・市役所	3
・一般・特定・障害児相談支援事業所	3
・障がい者基幹相談支援センター	4
・福祉のなんでも相談	4
・市保健センター	5
・県保健福祉事務所	5
・児童相談所	5
・発達障害者支援センター	5
・心身障害者福祉センター	5
・群馬県医療的ケア児等支援センター	5
・こころの健康センター	5
・高次脳機能障害支援相談	6
・障害者虐待防止センター	6
・成年後見制度に関する相談	6
・障害者権利擁護センター	6
・聴覚障害者相談	7
・みんなの人権 110 番	7
・法テラス	7
・年金事務所	7
・群馬県障害者情報化支援センター	7
・群馬県立点字図書館	8
・障害者相談員	8
・民生委員・児童委員	8
・心配ごと相談・人権相談・行政相談	8
・無料人権相談	8
・身体障害者結婚相談	8
・障害者 110 番・障害者差別相談窓口	9
・群馬県消費生活センター	9

2 障害者手帳

・身体障害者手帳の交付	10
・療育手帳の交付	10
・精神障害者保健福祉手帳の交付	10

3 年金・手当・貸付金制度

・障害基礎年金	11
・特別障害給付金	11
・特別児童扶養手当	12
・児童扶養手当	12
・特別障害者手当・障害児福祉手当	13
・心身障害者扶養共済制度	13
・じん臓機能障害者等通院交通費補助	13
・生活福祉資金の貸付	14
・特定疾患患者見舞金	15
・人工肛門・人工膀胱造設者見舞金	15

4 税金

・市町村民税・県民税の障害者控除	16
・相続税の障害者控除	16
・所得税の障害者控除	16
・自動車税・自動車取得税の減免	17
・軽自動車税の減免	18

5 医療

・自立支援医療の給付	19
・福祉医療の給付	19
・特定医療(指定難病)の給付	19
・小児慢性特定疾病医療の給付	20

6 補装具・日常生活用具

・補装具費の支給(交付・修理)	21
・重度障害者等日常生活用具給付事業	21

・重度身体障害者住宅改造の助成	22
・心身障害児(者)紙おむつ給付事業	22
・車いすのリサイクル事業	22
・福祉用具の貸与	22

7 移動

・有料道路通行料の減免	23
・自動車改造費用の助成	23
・運転免許取得費の助成	23
・思いやり駐車場利用証制度	24
・駐車禁止除外指定車標章の交付	25
・福祉車両の貸与	25
・福祉タクシー助成事業	26
・JR運賃・国内航空運賃の割引	26
・バス料金とタクシー運賃の割引	26

8 生活支援

・居宅介護(ホームヘルプ)	27
・移動支援事業	27
・短期入所(ショートステイ)	27
・日中一時支援事業	28
・重度身体障害児(者)理容サービス事業	28
・身体障害者(児)訪問入浴サービス事業	28
・手話通訳者と要約筆記者の派遣事業	29
・手話通訳者の設置事業	29
・NHK受信料の減免	29
・日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	29
・成年後見制度利用支援事業	29
・聴覚・言語に障がいがある方のための 「メール 110 番」「ファックス 110 番」	30
・聴覚・言語に障がいがある方のための 「メール 119 番」「ファックス 119 番」	30
・NET119 緊急通報システム	30
・ヘルプマーク	30
・防災・防犯情報のメール配信サービス	31
・「災害・避難情報」の配信サービス	31
・「上州くん安全・安心メール」の配信サービス	31

9 就労

・障害者職業センター	32
・公共職業安定所	32
・障害者就業・生活支援センター	32
・労働基準監督署	32
・群馬労働局	32
・特定求職者雇用開発助成金	32
・職場適応訓練	33

10 施設

・児童福祉施設等	34
・指定障害者支援施設	36
・指定障害福祉サービス事業所	36
・共同生活援助(グループホーム)事業所	39
・その他の施設	40

11 資料

・障害者団体一覧	41
・指定避難所及び指定退避所一覧	41
・福祉避難所	44
・障害者総合支援法の概要	45

1 相談窓口



・市役所

各種制度の利用に関する相談は、最も身近な市町村が相談窓口になります。

機関名	所在地	電話番号
笠懸庁舎 社会福祉課 障害福祉係	〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952	76-2111(代表) 76-0975(ダイヤルイン) 76-9089(FAX)
大間々庁舎 大間々市民生活課 福祉係	〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511	76-1846
東支所 東市民生活課 市民福祉係	〒376-0397 みどり市東町花輪 205-2	76-0984

・一般・特定・障害児相談支援事業所（市委託事業所）

障がい者やその家族からの地域の障害福祉に関する相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。また、指定の種類に応じ、次の事業を行います。



発達・相談支援センターつむぎ

〒376-0101 みどり市大間々町大間々22-4
Tel.32-6222 FAX 73-6462
指定の種類：一般(移行・定着)、特定、障がい児



相談支援事業所はーと

〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 3609
Tel.76-2335 FAX.76-9423
指定の種類：一般(移行・定着)、特定、障がい児



ゆうあいネット相談支援事業所

〒376-0121 桐生市新里町新川 3743
Tel.74-6066 FAX 74-6071
指定の種類：一般(移行・定着)、特定、障がい児



相談支援センターつばさ

〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1567-2
Tel.76-4700 FAX 76-4881
指定の種類：一般(移行・定着)、特定、障がい児

- 一般相談支援事業所……入所又は入院している障がい者の地域における生活への移行や、障がい者の地域での生活を支援します。(地域移行支援・地域定着支援)
- 特定相談支援事業所……障害福祉サービス等を適切に利用するための計画を作成します。
- 障害児相談支援事業所……障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成します。

・障がい者基幹相談支援センター

障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がい福祉に関する各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う機関です。障がいのある方やご家族等、また地域の相談支援機関からの相談に応じます。

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
みどり市障がい者基幹相談支援センター	〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952	76-0975

・福祉のなんでも相談

各相談窓口で「困りごと」を受け付け、問題解決に向けて一緒に考えていきます。

内 容	機 関 名	電 話 番 号
障がい者・こころに関すること	社会福祉課 障害福祉係(障がい者虐待等含む)	76-0975
	障がい者基幹相談支援センター	76-0975
介護・高齢者に関すること	介護高齢課(介護認定・高齢者虐待等含む)	76-0974
	地域包括支援センター	笠懸:47-7551 大間々:47-7552 東:47-7553
	在宅高齢者支援機関	笠懸:76-4111 大間々:72-4055 東:97-3737
	みどり市社会福祉協議会(生活支援に関すること)	笠懸:76-4111 大間々:47-7066 東:97-2828
子ども・子育てに関すること	こども課	76-0995
	家庭児童相談室(子育て応援ダイヤル)	76-2114
	東部児童相談所	0276-57-6111
	健康管理課(大間々保健センター)	72-2211
家庭に関すること	家庭児童相談室(暴力・DV等含む)	76-2114
健康に関すること	健康管理課(大間々保健センター)	72-2211
暮らしに関すること	みどり市消費生活センター	76-0987
生活困窮に関すること	社会福祉課 援護係	76-0975
	生活困窮者自立相談支援機関	76-0975
その他 相談先がわからないとき	社会福祉課 地域福祉係	76-0975



・市保健センター

心身の健康、発達に関する相談などを行います。

機 関 名	所 在 地	電話番号	こころの健康相談
大間々保健センター	〒376-0101 みどり市大間々町大間々 1497-1	72-2211	精神疾患、うつ病、閉じこもり等のこころの健康相談を実施しています。(予約制) 場 所:大間々保健センター(月1回) ※ケースによって訪問相談も可能 従事者: 県立精神医療センター医師(委託)、保健師

・県保健福祉事務所

福祉に関する総合的な相談、障がいの発生予防・早期発見・早期治療を目的とした保健指導を行います。

機 関 名	所 在 地	電話番号
桐生保健福祉事務所	〒376-0011 桐生市相生町 2-351	53-4131 52-1572(FAX)

・児童相談所

児童福祉に関する相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・指導を行います。



機 関 名	所 在 地	電話番号
東部児童相談所	〒370-0321 太田市新田木崎町 369-5	0276-57-6111 0276-57-6175(FAX)

・発達障害者支援センター

発達障害に関する相談・就労等の支援及び理解の普及・啓発を行います。

機 関 名	所 在 地	電話番号
発達障害者支援センター	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	027-254-5380 027-254-5383(FAX)

・心身障害者福祉センター

身体障害者手帳の交付を行うほか、身体障害者の一般相談や補装具の判定、自立支援医療の判定などを行います。また、療育手帳の交付を行うほか、知的障害者の一般相談や心理・職能的判定、職親委託の判定などを行います。一般相談以外は、すべて市社会福祉課をとした予約制です。

機 関 名	所 在 地	電話番号
心身障害者福祉センター (更生相談所)	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター2階	027-254-1010 027-254-2299(FAX)

・こころの健康センター

心の病気などについて、ご本人やご家族からの相談に応じます。

機 関 名	所 在 地	電話番号
こころの健康センター (精神保健福祉センター)	〒379-2166 前橋市野中町 368	027-263-1156

・群馬県医療的ケア児等支援センター

医療的ケア児やその家族等に対する専門的な相談、情報提供を行います。

機関名	所在地	電話番号
やっほ EAST(東毛地域センター) (運営:社会福祉法人 希望の家)	〒376-0101 みどり市大間々町大間々22-4	0277-73-0088
やっほ(基幹センター) (県立小児医療センター敷地内)	〒377-0061 渋川市北橋町下箱田 779	0279-26-2731
やっほ WEST(西毛地域センター) (運営:社会福祉法人 榛桐会)	〒370-0072 高崎市大八木町 168-1	027-361-6155

・高次脳機能障害支援相談

高次脳機能障害がある方の日常生活や社会復帰、リハビリなどに関する専門的な相談に応じています。

機関名	所在地	電話番号
県高次脳機能障害支援拠点機関	〒371-0811 前橋市朝倉町 389-1 前橋赤十字病院内	027-224-2995(直通)

・障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する相談・通報を受け付けています。

機関名	所在地	電話番号
みどり市障がい者虐待防止センター	〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952	76-0975 76-9089(FAX)

・成年後見制度に関する相談

成年後見制度に関する相談を受け付けています。

機関名	所在地	電話番号
権利擁護センター ぱあとなあ群馬 (一般社団法人群馬県社会福祉士会)	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	027-212-8388
公益社団法人成年後見センター・リーガル サポート群馬支部(群馬司法書士会)	〒371-0023 前橋市本町 1-5-4 群馬県司法書士会内	027-224-7773
群馬弁護士会総合法律相談センター (群馬弁護士会)	〒371-0026 前橋市大手町 3-6-6 群馬弁護士会館	027-234-9321
社労士成年後見センター群馬 (群馬県社会保険労務士会)	〒371-0846 前橋市元総社町 528-9 群馬県社会保険労務士会内	027-253-5621

・障害者権利擁護センター

使用者(障害者を雇用する会社の雇用主など)による障害者虐待に関する相談・通報を受け付けています。

機関名	所在地	電話番号
群馬県障害者権利擁護センター	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	027-289-3127 080-8910-1011(夜間・休日)

・聴覚障害者相談

専任相談員が聴覚障がいに関する相談に応じます。テレビ番組や映画に字幕や手話を挿入したビデオやDVD、情報機器の貸し出しのほか、手話通訳者や要約筆記者の養成を行っています。

機関名	所在地	電話番号
聴覚障害者 コミュニケーションプラザ	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12	027-255-6633 027-255-6634(FAX)

・みんなの人権 110 番



差別や虐待、パワーハラスメントなど、さまざまな人権問題についての電話相談を受け付けます。

機関名	電話番号	受付時間
みんなの人権 110 番	0570-003-110	平日の午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権 110 番	0120-007-110(フリーダイヤル)	

・法テラス

法的トラブル全般について相談に応じています。

機関名	所在地	電話番号
法テラス群馬	〒371-0022 前橋市千代田町 2-5-1 前橋テルサ 5 階	050-3383-5399



・年金事務所

事務所名	所在地	電話番号
桐生年金事務所	〒376-0023 桐生市錦町 2-11-19	44-2311(自動音声案内) 44-4349(FAX)

電話での相談窓口	問い合わせ先名称・電話番号
年金に関すること	ねんきんダイヤル Tel.0570-05-1165 (050 から始まる電話の場合: Tel.03-6700-1165)
「ねんきん定期便」に関すること ※「ねんきん特別便」も含む。	ねんきん定期便専用ダイヤル Tel.0570-058-555 (050 から始まる電話の場合: Tel.03-6700-1144)

・群馬県障害者情報化支援センター



内 容	(1)相談窓口: パソコンや障がい者向け機器・ソフトの紹介、使用上の相談などを電話やFAX、メールで受け付けます。インストラクターによるパソコン活用法や支援ソフト等の相談も受け付けます。 (2)機器の体験: インターネットが利用可能なパソコンを4台設置。障がい者向け機器も接続され、体験できるほか、機器購入の際のアドバイスをいたします。 (3)開館日: 月から金曜日の午前9時から午後5時(土、日、祝日、年末年始は閉館)
窓 口	県障害者情報化支援センター(〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 Tel.027-251-7129(FAX 兼用)) Eメール: gunma-johocenter@xp.wind.jp ホームページ: http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenter/

・群馬県立点字図書館

内 容	視覚障がい者のための点字図書や録音図書、デージーCD図書再生機の貸出・閲覧、点訳・朗読奉仕員などのボランティア養成、各種相談等を行っています。 開館日：月から金曜日の午前9時から午後5時(土、日、祝日、年末年始、図書整理日は閉館)
窓 口	県立点字図書館(〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 Tel.027-255-6567 FAX 027-280-4103)

・障害者相談員

内 容	障がい者の福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、身近な相談に応じたり、市町村などの関係機関への連絡などを行ったりしています。
身体障害者 相談員	小黒 利夫(Tel.76-1759) 、 高柳 正綱(Tel.090-5402-2631)
知的障害者 相談員	磯田 和代(Tel.72-3446)

・民生委員・児童委員

内 容	誰もが安心して暮らせるよう地域住民からの社会福祉に関する相談に応じ、行政や関係機関との連絡調整を行うなど、地域に根ざした様々な福祉活動を行っています。
担当民生委員	※各地区の担当民生委員については、社会福祉課(Tel.76-0975)へお問い合わせください。

・心配ごと相談・人権相談・行政相談

内 容	みどり市社会福祉協議会で「心配ごと相談・人権相談・行政相談」を行っています。相談は無料で、秘密は固くお守りいたします。お気軽にご相談ください(弁護士の無料相談は予約が必要です)。
開催日時	・笠懸会場(笠懸老人憩の家)……………原則、毎月5日・25日の午前9時から午後3時 ・大間々会場(厚生会館)……………原則、毎月15日の午後1時から3時 ・東会場(みどり市高齢者生活福祉センター)……………原則、毎月10日の午前10時から正午
予約窓口	・笠懸会場……………社会福祉協議会笠懸本所(76-4111) ・大間々会場……………社会福祉協議会大間々支所(47-7066) ・東会場……………社会福祉協議会東支所(97-2828)



・無料人権相談

内 容	前橋地方法務局桐生支局では、平日の毎日、人権相談を受け付けます(※毎年6月と12月には、桐生地区人権協議会(法務局桐生支局)が、厚生会館を会場に特設人権相談所を開設します)。
窓 口	前橋地方法務局桐生支局(44-3526)

・身体障害者結婚相談

内 容	専任の相談員が結婚相談に応じています。
窓 口	群馬県身体障害者福祉団体連合会(027-255-6274、027-255-6275(FAX))



・障害者 110 番・障害者差別相談窓口

内 容	障害者の権利侵害や日常生活における相談に応じます。 一般相談：月～金曜日 午前9時～午後3時（祝日と年末年始を除く） 弁護士による無料法律相談：原則第1・3火曜日の午後2時～4時（予約が必要） また、障害者差別相談窓口では、障害を理由とする差別に関する相談に応じています。
窓 口	障害者110番(027-251-1100) 県障害者差別相談窓口(027-251-1166) FAX はいずれも(027-255-6275)

・群馬県消費生活センター

内 容	商品やサービス、契約トラブルなどの苦情や相談を受け付け、解決のための助言等を行います。 （電話相談のみ。祝日と年末年始は休み） 受付時間 月～金曜日：午前9時～午後5時 土・日曜日：午前9時～正午、午後1時～5時
窓 口	群馬県消費生活センター(027-223-3001)

2 障害者手帳

・身体障害者手帳の交付

対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永存する障がいがある方。	
内容	障がいの程度によって1級(重)から6級(軽)までに区分されます。 この手帳はいろいろな福祉制度を利用するために必要なものです。	
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・診断書(県及び前橋市、高崎市が指定した医師の診断したもの) ・写真(縦4cm×横3cm) ・マイナンバーカード 	
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

・療育手帳の交付

対象者	知的障がい児(者)	
内容	知的障がい児(者)に対して、一貫した指導相談を行い、各種の援助措置を受けやすくするため手帳を交付します。	
申請	事前に児童相談所または心身障害者福祉センターでの判定が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・写真(縦4cm×横3cm) ・マイナンバーカード 	
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

・精神障害者保健福祉手帳の交付

対象者	精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた人。なお、初診日から6か月以上経過していないと申請できません。	
内容	障がいの程度により、1級から3級までの区分があります。 この手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証明し、様々な福祉制度の利用に必要となります。	
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・診断書(初診日より6か月を経過した日以後のもの)、または精神障がいを支給事由とした障害年金証書等の写し ・写真(縦4cm×横3cm) ・同意書(年金証書等の写しで申請する場合) ・確認書(写真を添付しない場合) ・マイナンバーカード 	
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

3 年金・手当・貸付金制度

・障害基礎年金

対象者	<p>主な対象者は、次のとおりです。</p> <p>(1) 国民年金加入中に初診日のあるけがや病気で障がいの状態になり、障害認定日(※1)に国民年金法に定める障害等級表の1級または2級の障がいの状態にある方。(※2)</p> <p>(2) 20歳になる前に初診日のある障がいで、障害認定日(※1)に国民年金法で定める障害等級表の1級又は2級の障がいの状態にある方。(※2)</p> <p>(3) 障害認定日(※1)に国民年金法で定める障害等級表の1級又は2級の障がいの状態になかった方(※2)で、その後、65歳になるまでの間に1級又は2級の障がいの状態になり、65歳前に請求された方。</p> <p>※1: 障害認定日とは、障害基礎年金に該当するかどうか判定する日のことです。 通常は、初診日から1年6ヶ月を経過した日で、この日から年金を受け取る権利が発生します。 (ただし、1年6ヶ月以内に症状が固定した場合はその日となります。)なお、20歳になる前から障がいのある方は、原則として20歳に達する日が障害認定日です。</p> <p>※2: 国民年金法に定める等級は、身体障害者手帳の等級や基準とは異なります。</p>
受給条件	<p>対象者は、次のいずれかの条件を満たしている必要があります。</p> <p>ただし、20歳になる前に初診日がある場合は、次の条件は問われません。</p> <p>(1) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料を納付していなければならない期間について、3分の1以上の保険料の滞納がないこと。</p> <p>(2) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間の保険料の滞納がないこと。</p>
支給制限	<p>20歳になる前に初診日のある方が受給する場合は、受給者本人の所得による支給制限があり、一定限度額以上の所得のある方は支給停止となります。</p>
年金額	<p>1級: 993,750 円(月額 82,812 円) 2級: 795,000 円(月額 66,250 円) (※令和5年4月現在)</p> <p>※障害基礎年金の受給者に生計を維持されている18歳になった後の最初の3月31日までの子又は20歳未満で障害等級の1級又は2級の障がいの状態にある子がいる場合は、次の額が加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子1人のとき……………年額 228,700 円 ・子2人のとき……………年額 457,400 円 ・子3人以上のとき……年額 76,200 円×(子の数-2) <p>2ヶ月分まとめて2、4、6、8、10、12月に支払います。</p> 
窓口	<p>笠懸庁舎市民課(76-0972) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)</p> <p>※初診日によっては、桐生年金事務所が窓口になる場合もあります。</p>

・特別障害給付金

対象者	<p>(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生</p> <p>(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者等(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があること。</p> <p>《障害認定時》 現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。</p>
支給制限	<p>(1) 老齢年金、遺族年金、労災補償等を支給されている方は、その受給額分を差し引いた差額を支給。</p> <p>(2) ご本人の所得が一定の額以上である時は、支給が全額または半額、停止される場合があります。</p> <p>※経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。</p>
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金1級に該当する方……………月額 53,650 円 ・障害基礎年金2級に該当する方……………月額 42,920 円 (※令和5年4月現在) <p>※給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。</p> <p>※年6回(2、4、6、8、10、12月)に、あらかじめ届け出た金融機関、郵便局等で支払われます。</p>

申請手続	<p>特別障害者給付金請求書、年金手帳または基礎年金番号通知書、診断書(必要な場合は受診状況等証明書)、病歴等申立書と下記のものを添えて、市役所に申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者の配偶者であった方がその他に必要なもの 戸籍謄本、被用者の年金手帳または基礎年金番号通知書 ・任意加入対象であった学生がその他に必要なもの 住民票または戸籍謄本、在学証明書 ・任意加入対象の被用者の配偶者であった方がその他に必要なもの 戸籍謄本、年金加入期間確認通知書(初診日において配偶者が共済組合の加入員であった場合)
窓 口	笠懸庁舎市民課(76-0972) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・特別児童扶養手当

対 象 者	政令に定める障がいの程度に該当する20歳未満の児童を養育している保護者。
内 容	<p>〈1級〉 身体障害者手帳1・2級程度の身体障がい、療育手帳の判定がA程度の知的障がい、又は精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障がい。</p> <p>〈2級〉 身体障害者手帳3級程度の身体障がい又は日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がい若しくは精神障がい。</p> <p>※上記の各手帳の等級等は障がい程度を判断する目安のため、詳細については市役所の窓口にご確認ください。</p> <p>※障害児福祉手当との併給できます。</p>
支給制限	<p>次の場合は、手当が受けられません。</p> <p>(1) 受給資格者などの前年の所得が、一定限度額以上の場合</p> <p>(2) 児童が施設に入所している場合</p> <p>(3) 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給できる場合</p>
手 当 額	<ul style="list-style-type: none"> ・1級 月額 53,700 円 ・2級 月額 35,760 円 (※令和5年4月現在) <p>4ヶ月分まとめて4、8、11月に支払います。</p>
窓 口	笠懸庁舎こども課(76-0995) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・児童扶養手当

対 象 者	<p>父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降の最初の3月31日(政令で定める程度の障がい有する場合は20歳未満)までの間にある児童を「監護している母」、「監護し、かつ、生計を同じくする父」、「父母に代わって養育している者」</p> <p>※支給要件の詳細については、市役所窓口にご確認ください。</p>
支給制限	<p>次の場合等には手当が受けられません。</p> <p>(1) 受給資格者などの前年所得が一定限度額以上の場合(一部支給の場合もあります。)</p> <p>(2) 児童が施設に入所している場合</p>
手 当 額	<ul style="list-style-type: none"> ・児童1人の場合……月額 44,140 円、一部支給月額 10,410 円～44,130 円 ・児童2人の場合……上記金額に月額 5,210 円～10,410 円を加算 ・児童3人以降はさらに月額 3,130 円～6,240 円ずつ加算 (※令和5年4月現在) <p>2ヶ月分まとめて奇数月に支払います。</p> <p>※受給期間が5年を超えた方等は、一部支給停止(1/2)となりますが、就業していること又は求職活動中であること等を届出することにより、一部支給停止除外となります。</p>
窓 口	笠懸庁舎こども課(76-0995) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・特別障害者手当

対象者	著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人。ただし、社会福祉施設などへ入所中の人や医療機関または介護老人保健施設に3か月を越えて入院または入所している人は除かれます。
支給制限	障がい者本人及び扶養義務者の前年の所得が一定限度額以上である場合は、一定期間手当の支給が停止されます。
手当額	月額 27,980 円(3か月分まとめて2、5、8、11月に支払います) (※令和5年4月現在)
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

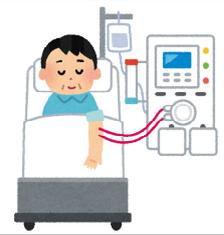
・障害児福祉手当

対象者	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人。ただし、障がいを支給事由とする給付を受けている人や、社会福祉施設へ入所中の人を除かれます。なお、特別児童扶養手当と併給できます。
支給制限	障がい者本人及び扶養義務者の前年の所得が一定限度額以上である場合は、一定期間手当の支給が停止されます。
手当額	月額 15,220 円(3か月分まとめて2、5、8、11月に支払います) (※令和5年4月現在)
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・心身障害者扶養共済制度

対象者	身体障がい児(者)(身体障害者手帳1級から3級)又は知的障がい児(者)、精神障がい児(者)の保護者で、次の要件に該当する方。 (1) 加入しようとする方(保護者)の年齢は、65歳未満であること (2) 加入しようとする方(保護者)は、特に疾病や障がいがなく、健康な状態にあること (3) 障がい者は、将来独立自活困難な状態にあること	
内容	加入者は掛金を納めます(所得により掛金が減額又は免除になります)。 加入者が死亡又は重度の障がい状態になった場合、障がい児(者)に年金が支給されます。	
掛金月額	掛金は、加入時の年齢により固定され、2口まで加入することができます。	
給付金	加入者が死亡した場合、毎月 20,000 円(2口加入の場合 40,000 円)	
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

・じん臓機能障害者等通院交通費補助

対象者	じん臓機能障がいまたは小腸機能障がいの身体障害者手帳を持ち、人工透析または中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療給付を通院により受けていて、当該年度分市町村民税非課税の方。 ※他の法令等により通院交通費、福祉タクシー券等の給付を受けている人、医療機関の送迎サービスを利用されている人は対象外です。	
支給額	下記①、②で算定した額を比較し、いずれか少ない方の額(年1回支給) ① 1kmあたり32円 ② 通院距離(往復) ・2～25km未満……………月額3,000円 ・25～75km未満……………月額5,000円 ・75km以上……………月額7,000円	
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

・生活福祉資金の貸付

※この資金は、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象としています。下記の条件等は障がい者世帯を対象としたものですのでご注意ください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯。				
内容	資金種類		貸付条件 ※()内は目安		
			貸付限度額	償還期間	
	福祉費	生業を営むために必要な経費	(460万円)	(20年)	
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度(130万円) 1年程度(220万円) 2年程度(400万円) 3年以内(580万円)	(8年)	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲受けに必要な経費	(250万円)	(7年)	
		福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)	(8年)	
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)	(8年)	
		中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)	(10年)	
		負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の整形を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えない時	(170万円)	(5年)
			1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要な時	(230万円)	
		介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えない時	(170万円)	(5年)
			1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要な時	(230万円)	
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)	(7年)	
		冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)	(3年)	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)	(3年)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)	(3年)		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)	(3年)		
窓口	みどり市社会福祉協議会本所(76-4111)				

※据置期間・・・貸付日から6月以内。

※貸付利子・・・連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人がいない場合は据置期間経過後、年1.5%

※連帯保証人・・・原則必要

※借入相談から償還完了までの間、担当民生委員による継続的な相談支援が前提となります。

※貸付けには、群馬県社会福祉協議会による一定の審査があります。

※原則、生活困窮者自立相談支援事業への申し込みが必要となります。

・特定疾患患者見舞金(指定難病・小児慢性疾患)

対象者	難病患者(県が実施する『特定医療(指定難病)の給付(19ページ参照)』・『小児慢性特定疾患医療給付(20ページ参照)』を受けている方)
支給額	30,000円(生涯1回のみ)
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・人工肛門・人工膀胱造設者見舞金

対象者	人工肛門及び人工膀胱受術者(医師の手術証明書または身体障害者手帳による確認)
支給額	30,000円(生涯1回のみ)
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975)大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

障害者に関するマークの紹介①

私たちの身の回りには、様々なマーク(サイン)があります。表示されているマークには、それぞれ意味があり、国際的に定められたものや各障害者団体等が独自に提唱しているものもあります。これらのマークが持つ意味を正しく理解して、心のバリアフリーに努めましょう。

【 障害者のための国際シンボルマーク 】

このマークは障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。1969年に国際リハビリテーション協会の総会で採択されたもので、国際的に認知されています。使用については、日本障害者リハビリテーション協会の「国際シンボルマーク使用指針」に沿ったものとします。
(関係機関等:公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)



【 盲人のための国際シンボルマーク 】

このマークは、世界盲人連合が、1984年に採択したもので、国際的に認知されています。視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられているマークで、信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍・印刷物などに、設置・添付されています。
(関係機関等:社会福祉法人日本盲人福祉委員会)



4 税金

・市町村民税・県民税の障害者控除

対象者	障がい者が納税者本人、または納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。なお、前年の所得金額が125万円以下の障がい者は非課税の扱いとなります。		
内容	障害者控除	特別障害者の場合	同居特別障害者加算
	(1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)児童相談所等で知的障害者と判定された方 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 など	左のうち (1)の場合、1級・2級の記載のある方 (2)の場合、重度「A」と判定された方 (3)の場合、障害等級が1級と記載されている方 など	特別障害者に該当する控除対象配偶者や扶養親族で、同居を常況している方
	所得金額から26万円が控除されます。	所得金額から30万円が控除されます。	所得金額から53万円が控除されます。
手続き	申告時に、通常必要なもののほか、障害者手帳または認定証(介護保険制度の要介護認定者は「障害者控除対象者認定証」)を提示して、控除手続きしてください。		
窓口	笠懸庁舎税務課(76-0964)		

・相続税の障害者控除

対象者	法定相続人である障がい者が相続や遺贈により財産を取得する場合、次の額の控除を受けられます。	
内容	一般障害者控除	特別障害者の場合
	(1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)児童相談所等で知的障害者と判定された方 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 など	左のうち (1)の場合、1級・2級の記載のある方 (2)の場合、重度「A」と判定された方 (3)の場合、障害等級が1級と記載されている方 など
	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除します。
窓口	桐生税務署(22-3121)	

・所得税の障害者控除

対象者	障がい者が所得税の納税者本人または納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。		
内容	障害者控除	特別障害者の場合	同居特別障害者
	(1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)児童相談所等で知的障害者と判定された方 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 など	左のうち (1)の場合、1級・2級の記載のある方 (2)の場合、重度「A」と判定された方 (3)の場合、障害等級が1級と記載されている方 など	特別障害者に該当する控除対象配偶者や扶養親族で、同居を常況している方
	所得金額から27万円が控除されます。	所得金額から40万円が控除されます。	所得金額から75万円が控除されます。
窓口	桐生税務署(22-3121)		

・自動車税・自動車取得税の減免

対象者	<p>群馬県では、身体障害者・知的障害者・精神障害者等で、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税・自動車取得税が減免になります。</p> <p>自動車の使用目的は、障がい者の通学・通院・通所・生業もしくは日常生活のために、自動車の所有者・運転者・対象となる障がいの程度は、次表のとおりです。</p> <p>※身体障害の部位が複数ある場合には、原則として総合等級で減免に該当するか判断します。</p> <p>また、次表の「生計を一にする方」とは、原則として「同居の家族」の方で、「常時介護する方」とは、障がい者等のみで構成される世帯の障がい者等を常時介護する方のことです。</p>
-----	---

障害区分		自動車の所有者	自動車の運転者	対象となる障害の程度	
視覚障害		障がい者本人または生計を一にする方	障がい者本人または生計を一にする方	1級から4級	
聴覚障害				2級・3級	
平衡機能障害				3級	
喉頭摘出による音声機能障害				3級(障がい者本人運転のみ)	
上肢機能障害				1級・2級	
下肢機能障害		障がい者本人または生計を一にする方	障がい者本人	1級から6級	
		障がい者本人	常時介護する方	1級から3級	
体幹機能障害		障がい者本人または生計を一にする方	障がい者本人	1級から3級及び5級	
		障がい者本人	常時介護する方	1級から3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	障がい者本人または生計を一にする方	障がい者本人または生計を一にする方	1級・2級	
	移動機能	障がい者本人または生計を一にする方	障がい者本人	1級から6級	
		障がい者本人	常時介護する方	1級から3級	
心臓機能障害		障がい者本人または生計を一にする方	障がい者本人または生計を一にする方	1級及び3級	
じん臓機能障害				1級及び3級	
呼吸器機能障害				1級及び3級	
ぼうこうまたは直腸の機能障害				1級及び3級	
小腸の機能障害				1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				1級から3級	
肝臓機能障害				1級から3級	
知的障害(療育手帳)				重度の知的障害者で「A」判定の表示がある場合	
精神障害(精神障害者保健福祉手帳)				1級で、かつ自立支援医療受給者証(精神通院)が交付されている場合	

必要書類	<p>障害者手帳、運転される方の運転免許証(写しの場合は表裏両面)、車検証(自動車検査証等)、印鑑。</p> <p>※生計を一にする方が隣接地にお住まいで、障がい者本人と住民票の住所が一致しない等の場合は、市が発行する生計同一証明書が必要です。</p> <p>障がい者本人と住民票の住所が異なり、生計を一にしていないが、通院や通所などで、常時介護をしている場合、市が発行する常時介護証明書が必要です。</p> <p>生計同一証明書や常時介護証明書の発行には複数の必要書類がありますので、市社会福祉課(76-0975)へ問い合わせのうえ、手続きをしてください。</p>
手 続 き	<p>5月に納税通知書が届いたら、納期限までに窓口で手続きしてください。</p> <p>新規取得の登録、年度途中での所有権移転(名義変更)の登録をした場合は、その登録の日に県自動車税事務所まで手続きしてください。</p> <p>また、月割の減免や必要書類に関する詳細は窓口にお問い合わせください。</p>
窓 口	群馬県自動車税事務所(027-263-4343) 桐生行政県税事務所(53-2113)

・軽自動車税の減免

内 容	<p>身体障がい者等がもっぱら自ら使用する軽自動車など、または身体障がい者もしくは知的障がい者、精神障がい者のために生計を一にする方が使用する軽自動車などについては、軽自動車税が減免されます。</p> <p>※普通自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を重複しては受けられません。</p> <p>障害区分や障害程度、減免の内容等については、前ページの「自動車税・自動車取得税の減免」と同様です。</p>
手 続 き	<ul style="list-style-type: none"> ・5月に納税通知書が届いたら、納期限までに窓口で手続きしてください。 ・4月2日以降に軽自動車等を取得された場合や障がいの程度が減免該当となった場合は、翌年度に減免を申請することができます(※月割減免はありません)。 ・詳細は窓口にお問い合わせください。
窓 口	笠懸庁舎税務課(76-0964) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東庁舎東市民生活課(76-0984)

障害者に関するマークの紹介②

<p>【 聴覚障害者の国際マーク 】</p> <p>このマークは、世界ろう連盟が、1979年に制定したもので、国際的に認知されています。定期刊行物やポスターに使用されており、また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。</p> <p>(関係機関等:世界ろう連盟)</p>	
<p>【 耳マーク 】</p> <p>このマークは、聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p> <p>(関係機関等:一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)</p>	
<p>【 ほじょ犬マーク 】</p> <p>このマークは、厚生労働省が作成した、身体障害者補助犬の同伴を啓発するためのものです。補助犬は、「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の総称です。身体障害者補助犬法の施行により、スーパーや飲食店などの一般的な施設にも補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>(関係機関等:厚生労働省社会・援護局)</p>	



5 医療

・自立支援医療(更生医療・精神通院医療・育成医療)の給付

対 象 者	更生医療	18才以上の身体障害者手帳をもっている方で、更生医療により、その障がいや症状が軽減または除去され、日常生活能力の回復の見込のある方
	精神通院医療	精神疾患またはてんかんを有する人で、通院による治療を継続的に必要とする人
	育成医療	身体に障がいのある児童または、その疾患を放置すれば将来永続的な障がいのおそれがあると認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる方
内 容	生活上の便宜を図るために、障がいを軽くしたり、機能回復することができるような医療を受けられます。	
費 用	原則、医療費の一角が自己負担となりますが、低所得世帯の方や継続的に相当額の医療費負担が生じる方(「重度かつ継続」に該当する方)には、ひと月当りの負担に上限額が設定されます。	
窓 口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

・福祉医療の給付

対 象 者	重度心身障がい等の方の健康保持と福祉増進を図るため、医療費の自己負担額を助成します。	
	資格要件	手続きに必要なもの
	身体障害者手帳1・2・3級	身体障害者手帳、保険証
	療育手帳A及びB1(B中)	療育手帳、保険証
	特別児童扶養手当1・2級	特別児童扶養手当証書、保険証
	障害基礎年金1・2級	年金証書、保険証
所得制限	助成対象者及び同居する配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定限度額以上の場合、助成対象外となります。	
内 容	保険で診療を受けた場合の自己負担分を助成します。(福祉医療受給者証を交付します)	
窓 口	笠懸庁舎市民課(76-0972) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

・特定医療(指定難病)の給付

対 象 者	次の疾患により医療を受けている方(一定の認定基準及び重症度基準があります)
	<p>対象疾患：366疾患(令和3年11月1日から)</p> <p>パーキンソン病、重症筋無力症、多発性硬化症/視神経脊髄炎、サルコイドーシス、後縦靭帯骨化症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、全身性エリテマトーデス、特発性間質性肺炎、潰瘍性大腸炎、網膜色素変性症など、366疾患(詳細は下の窓口へご確認ください)</p>
内 容	県知事が指定した医療機関で上記疾患に関する保険医療を受けた場合にその治療費の自己負担分を助成します。ただし、所得等に応じて一部自己負担が生じます。 ※特定疾患患者見舞金の支給があります(13ページ参照)
窓 口	桐生保健福祉事務所(53-4131)

・小児慢性特定疾病医療の給付

対 象 者	次の疾患により医療を受けている 18 歳未満の方(一定の認定基準があります。また、18 歳に到達した時点で受給者証を有し、その後継続して治療が必要な場合は、20 歳未満まで継続する場合あり)
	対象疾患 : 16 疾患群(788 疾病) (令和 3 年 11 月 1 日から) 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、血液疾患、先天性代謝異常、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子変化に伴う症候群、皮膚疾患群など、16 疾患群(788 疾病。詳細は下の窓口へご確認ください)
内 容	指定医療機関で上記疾患に関する保険医療を受けた場合にその治療費の自己負担分の一部を助成します。 ※特定疾患患者見舞金の支給があります(13 ページ参照)
窓 口	桐生保健福祉事務所(53-4131)

障害者に関するマークの紹介③

<p>【 オストメイトマーク 】</p> <p>このマークは、公益社団法人オストミー協会が独自に提唱しているもので、多目的トイレにオストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)のための設備があることを示しています。外見上、身体障害者であることがわかりにくいオストメイトが、多目的トイレなどを利用しやすくするため、トイレの入口に表示します。 (関係機関等:公益社団法人日本オストミー協会)</p>	
<p>【 ハート・プラスマーク 】</p> <p>このマークは、特定非営利活動法人ハート・プラスの会が独自に提唱しているもので、「身体内部に障害を持つ人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、免疫機能など)に障害を持つ方は、外見上わかりにくいいため、このマークによって周囲からの理解を求め、内部障害者、内部患者が快適に暮らせる環境を整備しようとするものです。 (関係機関等:特定非営利活動法人ハート・プラスの会)</p>	
<p>【 身体障害者標識 】</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 (関係機関等:警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課)</p>	



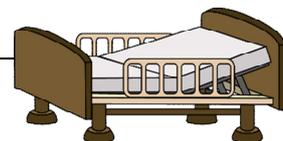
6 補装具・日常生活用具



・補装具費の支給(交付・修理)

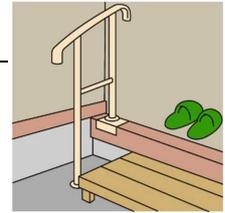
対象者	身体障がい者、身体障がい児及び難病患者等(要判定)	
種類	障害区分	種 目
	肢体不自由(主に)	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、◆座位保持椅子、◆起立保持具、◆頭部保持具、◆排便補助具 ※「◆」は身体障害児のみ給付となります。
	視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
	聴覚障害	補聴器
	難病患者等	車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置
※注: __の種目について、介護保険の被保険者は介護保険による貸与が優先となります。		
内 容	原則1割負担となります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。	
窓 口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

・重度障害者等日常生活用具給付事業



対象者	原則として、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をもっている方又は難病患者等。 ただし、障がい区別や程度により給付できる品目が異なります。	
品 目	障害区分	種 目
	肢体不自由	便器、特殊便器、特殊マット、◇特殊寝台、◆訓練いす、◆訓練用ベッド、特殊尿器、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、携帯用会話補助装置(音声言語障がいも)、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修)、頭部保護帽、T字杖・棒状のつえ、収尿器等 ※__の種目について、介護保険被保険者は介護保険が適用となります。 ※「◇」は身体障害者のみ、「◆」は身体障害児のみ給付となります。
	視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用体温計、視覚障害者用拡大読書器点字図書、盲人用体重計、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ(聴覚と重複)、視覚障害者活字文書読上げ装置、点字器、情報・通信支援用具、暗所視支援眼鏡
	聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受診装置等
	内部障害	透析液加温器、酸素ポンプ運搬車、ネプライザー、電気式たん吸引器、ストーマ装具、紙おむつ等
	音声機能障害	人工喉頭等
	知的障害	電磁調理器、特殊便器等
身体障害・知的障害・精神障害	火災警報器、自動消火器、頭部保護帽	
費 用	世帯の課税状況により、一部負担していただくことがあります。点字図書については、一般図書購入相当額を負担していただきます。	
窓 口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

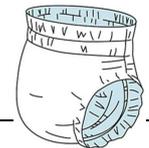
・重度身体障害者住宅改造の助成



対象者	1・2級の下肢・体幹機能障がい、1・2級の上肢機能障がい(両上肢ともに4級以上の障がいを有する場合に限る)又は1級の視覚障がいの身体障害者手帳をもっている方がいる世帯。 ただし、当該年度分市町村民税所得割額 160,000 円未満の世帯。
内容	玄関・台所・浴室・トイレなどを改造する費用のうち、補助基準額 60 万円を限度として、県と市でその6分の5(上限 50 万円)を補助します(原則として1世帯1回のみ。新築・増築については対象外)。 ※日常生活用具給付事業や介護保険制度の補助(上限 20 万円)も併せて利用できる場合があります。
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・心身障害児(者)紙おむつ給付事業

内容	医師の意見書による障がいの状況等が次のすべてに該当する者に紙おむつ等を給付します。 (1)みどり市に居住する在宅の3歳以上の障がい(児)者で、療育手帳と身体障害者手帳(肢体不自由)の両方が交付されている方 (2)乳幼児期以後に脳原性の運動機能障がいにより、便座への移動及び便器での排泄が困難な方 (3)自ら排泄の意思表示ができない方 (4)排泄の量及び間隔が定まらず、定期の排泄介助による対応が困難な方 (5)紙おむつを必要な状況が一時的でなく、将来も改善が見込まれない方 (6)日常生活用具給付事業において、紙おむつ給付の対象外の方
費用	世帯の課税状況により、一部負担していただくことがあります。
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)



・車いすのリサイクル事業

対象者	18歳未満の児童で、群馬県内に住所を有する方、もしくは群馬県内の施設等を利用されている方 ※補装具として車いすの交付を受けられる方はそちらが優先されます。ただし、補装具が交付されるまでの間、もしくは交付を受けていても、なお車いすを必要とする場合は対象とします。												
内容	肢体不自由児施設等に委託し、不用となった車いすを回収・修理して、車いすを必要とする児童に譲渡または貸与します。												
費用	無料(ただし、運搬にかかる費用は自己負担)												
窓口	委託先施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬整肢療護園</td> <td>高崎市足門町 146-1</td> <td>027-373-2277</td> </tr> <tr> <td>両毛整肢療護園</td> <td>桐生市広沢町 1-2648</td> <td>54-1182</td> </tr> <tr> <td>療育センターきぼう</td> <td>みどり市大間々町大間々22-4</td> <td>73-2605</td> </tr> </tbody> </table> 群馬県のホームページから車いすの登録状況が確認できます。	施設名	所在地	電話番号	群馬整肢療護園	高崎市足門町 146-1	027-373-2277	両毛整肢療護園	桐生市広沢町 1-2648	54-1182	療育センターきぼう	みどり市大間々町大間々22-4	73-2605
施設名	所在地	電話番号											
群馬整肢療護園	高崎市足門町 146-1	027-373-2277											
両毛整肢療護園	桐生市広沢町 1-2648	54-1182											
療育センターきぼう	みどり市大間々町大間々22-4	73-2605											

・福祉用具の貸与

内容	在宅の重度障がい者(児)及び寝たきり高齢者に対し、車椅子や介護用ベッド等を貸し出し、家族等の介護負担軽減や在宅生活の支援を図ることを目的としています。 ※介護保険適用外の方が対象となります。
窓口	みどり市社会福祉協議会本所(76-4111)

7 移動

・有料道路通行料の減免

対 象 者	※営業用の車は対象外 ※重度の障がい者とは、旅客運賃割引規則「第1種」障害者と同じです。		
	運転者	対象者の範囲	自動車の範囲
	身体障がい者が自ら運転する場合	全ての身体障がい者	本人またはその親族等が所有する車
	介護者が運転する場合	重度身体障がい者 重度知的障がい者	本人またはその親族等または介護者が所有する車
利用方法	(1)ETC 処理の場合(ノンストップの場合のみ)事前に有料道路事業者の設置する窓口へ必要な情報(ETC カード番号、車載器管理番号等)を登録した後、ETC ノンストップ走行時に割引を適用。 (2)有人処理の場合(料金所係員による処理)料金支払い時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示のうえ確認を受ける。 (1)(2)ともに各市町村において、手帳に利用自動車(対象障がい者1人につき1台に限る)、割引措置の有効期限等の記載を受ける必要があります。		
適用範囲	(1)各高速道路株式会社の管理する有料道路 (2)各地方道路公社が管理する有料道路 (3)地方自治体が管理する有料道路		
割 引 率	通常料金の5割		
持 ち 物	○ETC を利用する場合 ・身体障害者手帳又は療育手帳(※) ・運転免許証(※)(障がい者本人が運転をする場合) ・車検証(※)(所有者欄が本人又は家族名義であること。 名義がカード会社等になっている場合は割賦契約書が必要) ・ETC カード(障がい者本人が18歳以上:本人名義のカード) (障がい者本人が18歳未満:保護者名義のカード) ・セットアップ申込書(ETC 車載器管理番号がわかる書類) ○ETC を利用しない場合 ・上記の※印のものをお持ちください。		
窓 口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984) 各有料道路料金所等 ※事前に市役所への申請が必要です。		

・自動車改造費用の助成

対 象 者	上肢・下肢又は体幹機能障がい度で1級から6級までの身体障害者手帳をもち、前年の所得稅年額120,000円以下世帯の方
内 容	自動車の手動装置等の改造に要する経費に対して、100,000円を限度として補助します。
窓 口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984) ※改造を行う前にご相談ください。

・運転免許取得費用の助成

対 象 者	肢体不自由又は聴覚障がいの身体障害者手帳をもち、前年の所得稅年額120,000円以下世帯の方
内 容	群馬県公安委員会指定自動車教習所で普通自動車免許の取得を目的に教習を受ける費用のうち210,000円を限度として、その1/3~10/10を助成します。
窓 口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984) ※教習所申込前にご相談ください。

・思いやり駐車場利用証

<p>内 容</p>	<p>スーパーマーケットや公共施設などに設置されている車いす利用者用駐車施設の適正利用を推進し、車いす利用者用駐車施設を本当に必要としている方が駐車しやすくなるように、平成21年8月から導入された制度です。</p> <p>「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づいて実施するもので、障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦の方で、県が定めた交付基準に該当する方に利用証を交付しています。</p> <p>交付された「思いやり駐車場利用証」は、県と協定を締結した協力施設の思いやり駐車場を利用する際に、利用証が外から見えるように車のルームミラーにかけてご利用ください。</p> <p>対象となる駐車場には専用のステッカーが掲示されています。</p> <p>県と協定を締結した「思いやり駐車場」の詳しい情報は、県のホームページでご確認ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>【思いやり駐車場利用証】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【思いやり駐車場ステッカー】</p>  </div> </div> <p>障がい者用(長期利用証)【緑色】 妊産婦用(短期利用証)【橙色】 協力施設用ステッカー</p> <p>※この利用証は、同様の制度を実施している他の府県でも利用することができます。</p>																																												
<p>対 象 者</p>	<p>「思いやり駐車場利用証」の交付を受けられるのは下記の方です。</p> <p>(1) 身体障害者手帳をもっている方で、下表に該当する方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害</td> <td>1・2・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平衡機能障害</td> <td>3・5級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上肢不自由</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下肢不自由</td> <td>1・2・3・4・5・6級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体幹不自由</td> <td>1・2・3・5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1・2・3・4・5・6級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心臓機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">じん臓機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">呼吸器機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小腸機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1・2・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td> <td>1・2・3・4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)療育手帳の障がいの程度が「A」の方</p> <p>(3)精神障害者保健福祉手帳の障がいの等級が「1級」の方</p> <p>(4)介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1・2・3・4・5」の方</p> <p>(5)特定疾患医療受給者証(小児慢性特定疾患医療受給者証)をお持ちの方</p> <p>(6)妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の妊産婦の方</p>	障害の区分		障害の級別	視覚障害		1・2・3・4級	平衡機能障害		3・5級	上肢不自由		1・2級	下肢不自由		1・2・3・4・5・6級	体幹不自由		1・2・3・5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級	移動機能	1・2・3・4・5・6級	心臓機能障害		1・3・4級	じん臓機能障害		1・3・4級	呼吸器機能障害		1・3・4級	ぼうこう又は直腸の機能障害		1・3・4級	小腸機能障害		1・3・4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3・4級	肝臓機能障害		1・2・3・4級
障害の区分		障害の級別																																											
視覚障害		1・2・3・4級																																											
平衡機能障害		3・5級																																											
上肢不自由		1・2級																																											
下肢不自由		1・2・3・4・5・6級																																											
体幹不自由		1・2・3・5級																																											
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級																																											
	移動機能	1・2・3・4・5・6級																																											
心臓機能障害		1・3・4級																																											
じん臓機能障害		1・3・4級																																											
呼吸器機能障害		1・3・4級																																											
ぼうこう又は直腸の機能障害		1・3・4級																																											
小腸機能障害		1・3・4級																																											
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3・4級																																											
肝臓機能障害		1・2・3・4級																																											

窓 口	<p>県庁障害政策課、県中部福祉事務所及び県保健福祉事務所、市町村、市町村社会福祉協議会、県身体障害者福祉団体連合会、県手をつなぐ育成会</p> <p>※障がいの程度等を確認するため、該当する手帳等をお持ちください。(妊産婦の方は母子手帳)</p> <p>※代理で手続きを行う場合は、代理の方の身分証明書(運転免許書等)が必要です。</p> <p>※必要な申出書は、各窓口にあります。</p> <p>(県のホームページからダウンロードする事もできます)</p>
-----	--

※この制度は、より広範囲で実施する方が利用者の利便性が高まることから、現在では全国41府県と1市の間で利用証の相互利用を行っています(令和4年7月現在)。

・駐車禁止除外指定車標章の交付

内 容	<p>障害者等で歩行が困難な方が、現に使用中の車両及び患者輸送車、その他専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であって、その輸送に使用中のものを駐車禁止の規制対象から除きます。駐車禁止場所に駐車できる「駐車禁止除外指定車」標章を交付します。</p>																																																
対象者	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害</td> <td>1・2・3級、4級の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">聴覚障害</td> <td>2・3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上肢不自由</td> <td>1級、2級の1、2級の2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下肢不自由</td> <td>1・2・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体幹不自由</td> <td>1・2・3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1・2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">じん臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">呼吸器機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小腸機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1・2・3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td> <td>1・2・3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>①身体障害者手帳をもっている方で、下表に該当する方 ②療育手帳「A判定」をもっている方 ③精神保健福祉手帳「1級」をもっている方 ④小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている色素性乾皮症の方</p>		障害の区分		障害の級別	視覚障害		1・2・3級、4級の1	聴覚障害		2・3級	平衡機能障害		3級	上肢不自由		1級、2級の1、2級の2	下肢不自由		1・2・3・4級	体幹不自由		1・2・3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	移動機能	1・2級	心臓機能障害		1級、3級	じん臓機能障害		1級、3級	呼吸器機能障害		1級、3級	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級	小腸機能障害		1級、3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3級	肝臓機能障害		1・2・3級
障害の区分		障害の級別																																															
視覚障害		1・2・3級、4級の1																																															
聴覚障害		2・3級																																															
平衡機能障害		3級																																															
上肢不自由		1級、2級の1、2級の2																																															
下肢不自由		1・2・3・4級																																															
体幹不自由		1・2・3級																																															
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)																																															
	移動機能	1・2級																																															
心臓機能障害		1級、3級																																															
じん臓機能障害		1級、3級																																															
呼吸器機能障害		1級、3級																																															
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級																																															
小腸機能障害		1級、3級																																															
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3級																																															
肝臓機能障害		1・2・3級																																															
必要書類	<p>障害者手帳の写し(2部)、歩行について記載のある医師の意見書(内部機能障害者のみ)の原本と写し(1部)、住民票の写し、そのほか住所を証明する書面(2部)</p>																																																
窓 口	<p>桐生警察署(43-0110)</p>																																																

・福祉車両の貸与

内 容	<p>介護を必要とする高齢者、障がい者等へ車いすのまま乗れるリフト付き自動車等を無料で貸出します。</p> <p>※燃料費は自己負担</p>
窓 口	<p>みどり市社会福祉協議会本所(76-4111)</p>

・福祉タクシー助成事業



対象者	在宅の身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度A、精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※障がい者や生計を一にする家族が自動車税(軽自動車税)の減免を受けている人、じん臓機能障害者等通院交通費や高齢者福祉タクシー券の支給を受けている人は助成が受けられません。
内容	基本料金分の利用券を交付します(年間最大48枚)。年度途中での申請の場合、月4枚として、申請月から当該年度3月までの月数を乗じた枚数を交付します。
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・JR運賃の割引



対象者	身体障害者手帳または療育手帳をもっている方等			
内容	各駅の窓口で障害者手帳を提示して乗車券を購入してください。			
	対象	割引対象乗車券	割引率	備考
	第1種障害者とその介護者	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券	50%	他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の販売。
	第1種障害者とその介護者または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	50%	他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし、小児定期旅客運賃については割引を適用しない。
	第1種及び第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(他鉄道会社線とまたがる場合を含む)
窓口	各駅等(東武鉄道、上信電鉄、上毛電鉄、わたらせ渓谷鉄道については、各会社にお問い合わせください)			

・国内航空運賃の割引



対象者	12歳以上の障がい者で、次のとおり第1種または第2種の身体障害者手帳及び療育手帳をもっている方。 ・身体障害者(第1種)の方と介護者1名 ・療育手帳に「航空割引・本人・介護者」の証明印がある方と介護者1名 ・身体障害者(第2種)の方 ・療育手帳に「航空割引・本人」の証明印がある方
内容	国内線の運賃が割引になります。割引率や対象路線は航空会社によって異なります(療育手帳所持者は、事前に判定機関(児童相談所・心身障害者福祉センター)で、手帳に証明を受ける必要があります)。
窓口	各国内航空会社

・バス料金とタクシー運賃の割引



対象者	身体障害者手帳や療育手帳をもっている方 (会社により精神障害者保健福祉手帳をもっている方も対象)
内容	・タクシーは乗車時に障害者手帳を提示すると、1割引きになります。 ・バス運賃は乗車券購入時等にご確認ください。 ・みどり市の「電話でバス」は、乗車時に身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると、障害者及びその介護者が半額になります。定期券や回数券購入時も半額になります。
窓口	各バス会社及び各タクシー会社

8 生活支援

・居宅介護(ホームヘルプ)

対 象 者	市で支給決定を受けた障がい者(児) ※介護保険の対象となる方は、原則として介護保険の訪問介護(ホームヘルプサービス)を利用していただくことになります。
内 容	<p>自宅で、介護等の日常生活の援助を行うホームヘルプサービスを受けられます。</p> <p>(1)居宅介護……入浴・排せつ・食事・通院等の介助や家事援助 (2)重度訪問介護……重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助 (3)行動援護……知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助など (4)同行援護……視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時、移動先での補助</p>
費 用	原則としてサービス費用の1割を利用者が負担 ※所得に応じ、月々の利用者負担額に上限額を設定します。
窓 口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)



・移動支援事業

対 象 者	<p>次のいずれかに該当する人としてします。</p> <p>(1)屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者(児)(視覚障がい1、2級程度) (2)全身性障がい者(児)…肢体不自由1級かつ両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する者 (3)知的障がい者(児)…屋外での移動に困難のある者として市長が認めた者 (4)精神障がい者(児)…屋外での移動に困難のある者として市長が認めた者 ※介護給付の「重度訪問介護」、「行動援護」の支給決定を受けている者は対象外。 ※障害児については、原則中学生以上を対象とする。</p>
内 容	ヘルパーにより、①社会生活上必要不可欠な外出、及び②余暇活動・社会参加の外出における必要な移動の支援を提供します。
費 用	障がいの程度に応じて積算したサービス費用の1割を自己負担(負担上限額あり)
窓 口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・短期入所(ショートステイ)

対 象 者	市で支給決定を受けた障がい者(児) ※介護保険の対象となる方は、原則として介護保険の短期入所介護(ショートステイ)を利用していただくことになります。
内 容	<p>自宅で介護する人が、病気などにより一時的に障がい者等を介護できないとき、短期間、夜間も含め施設で介護(保護)を受けられます。</p> <p>※医療型短期入所は、日帰りでの短期入所利用が可能となります。</p>
費 用	原則としてサービス費用の1割を利用者が負担 ※所得に応じ、月々の利用者負担額に上限額を設定します。
窓 口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・日中一時支援事業(日中ショートステイ)

対象者	日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市が認めた障がい者等
内容	障がい者支援施設等において、日中活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練等の支援を行います。
費用負担	障がいの程度に応じて積算したサービス費用の1割を自己負担(負担上限額あり) ※別に食費等の実費の負担があります。
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・日中一時支援(登録介護者・サービスステーション事業)

対象者	在宅の心身障がい児(者)、発達障がい児(65歳以上の重度身体障がい者及び中軽度身体障がい者を除く)												
内容	在宅の心身障がい児(者)を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、市町村へ登録している一定の資格を有する者及び団体(サービスステーション)に、その心身障がい児(者)の介護を委託します。												
費用	30分単位の利用とし、登録介護者150円/30分、サービスステーション350円/30分の自己負担 ※生活保護世帯は無料												
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984) 〈みどり市委託施設〉												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービスステーションねこのてや</td> <td>〒373-0034 太田市藤阿久町 83-1</td> <td>0276-33-9830</td> </tr> <tr> <td>新田町サービスステーション 愛和</td> <td>〒370-0341 太田市新田金井町 607</td> <td>0276-55-1987</td> </tr> <tr> <td>サービスステーション ゆき</td> <td>〒370-0512 邑楽郡大泉町城之内 5-14-15</td> <td>0276-62-8232</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	サービスステーションねこのてや	〒373-0034 太田市藤阿久町 83-1	0276-33-9830	新田町サービスステーション 愛和	〒370-0341 太田市新田金井町 607	0276-55-1987	サービスステーション ゆき	〒370-0512 邑楽郡大泉町城之内 5-14-15	0276-62-8232
	名称	所在地	電話番号										
	サービスステーションねこのてや	〒373-0034 太田市藤阿久町 83-1	0276-33-9830										
新田町サービスステーション 愛和	〒370-0341 太田市新田金井町 607	0276-55-1987											
サービスステーション ゆき	〒370-0512 邑楽郡大泉町城之内 5-14-15	0276-62-8232											

・重度身体障害児(者)理容サービス事業

対象者	下肢機能並びに体幹機能に障がいをもつ方で、身体障害者手帳の1級又は2級を保有し、出張による理容サービスが必要な方(R3.4.1より)	
内容	理容サービス券(1枚2,000円分)を交付する。 ※交付枚数は、1人当たり年4枚までを限度とする。ただし、理容サービス券は、3ヶ月に1枚の割合で交付するため、4月1日を基準日として以降3ヶ月を経過するごとに交付枚数を1枚減ずるものとする。	
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)	

・身体障害者(児)訪問入浴サービス事業

対象者	身体障害者手帳1級又は2級を保有する方、又は療育手帳最重度又は重度の判定を受けた方であり、下記の条件すべてを満たす方 (1)みどり市民の方 (2)医師が入浴を許可した方 (3)他の障害福祉サービスなどを利用しても入浴の機会がない方 (4)障害福祉施設等に入所又は病院等に入院していない方
内容	訪問入浴車により、居宅を訪問し浴槽を提供して入浴の介護を行います。
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・手話通訳者と要約筆記者の派遣事業

対象者	聴覚障がい者及び聴覚障がい者とコミュニケーションを必要とする方
内容	家庭生活・社会生活におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう手話通訳者・要約筆記通訳者を無料で派遣します。
窓口	みどり市社会福祉協議会本所(76-4111) 利用受付専用 FAX(76-4511)

・手話通訳者の設置事業



対象者	聴覚障がい者、音声又は言語機能障がい者
内容	市役所で円滑に手続きができるよう、月2回、窓口到手話通訳者を設置しています(利用は無料です)。 設置日 第2木曜日:大間々庁舎大間々市民生活課、第4木曜日:笠懸庁舎社会福祉課 設置時間 午後1時30分~午後3時30分
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846)

・NHK受信料の減免



内容	全額免除の要件	障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)を世帯構成員に有し、かつ世帯を構成するすべての者が市町村民税非課税の場合
	半額免除の要件	(1)視覚障がい者又は聴覚障がい者が世帯主で放送受信契約者の場合 (2)重度障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)が世帯主で放送受信契約者の場合((1)の場合を除く)
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984) NHK 前橋放送局 ※事前に市町村役場等で申請書に証明を受けてください。	

・日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

対象者	(1)認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分のため、日常生活上の必要な事項を自己の判断で適切に行うことが困難で、かつ、本事業にかかる契約の内容について判断できる能力を有していると認められる方 (2)寝たきりの高齢者や身体障害者など身体上の障害により、日常生活を営むのに必要な福祉サービスを利用するための意思表示を十分に行うことが困難であると認められる方
内容	福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類などの預かり
窓口	桐生市社会福祉協議会(46-4165)

・成年後見制度利用支援事業

内容	障害福祉サービスの利用等のため、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者、精神障がい者で、申立費用や後見人等の報酬などの経費負担が困難な方に、助成するものです。
窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)

・聴覚・言語に障がいがある方のための「メール 110 番」

内 容	聴覚及び言語に障がいのある方のために、メールで 110 番通報できます。 ※あらかじめ、メールアドレスの登録が必要となりますので、警察本部通信指令課、または最寄りの警察署、交番・駐在所にお問い合わせください。
窓 口	群馬県警察本部 (027-243-0110) 桐生警察署 (43-0110)



・聴覚・言語に障がいがある方のための「ファックス 110 番」

内 容	警察署ではファックスでも 110 番を受理しています。 ※通報する場合は、事件の件名・発生場所・発生時間・状況、通報者の住所・氏名・連絡先等記入して FAX 送信してください。
FAX通報	警察署 FAX 番号 0120-578-110
相談窓口	聴覚障害者相談用 FAX 027-224-8888

・聴覚・言語に障がいがある方のための「メール 119 番」

内 容	聴覚障がい、言語障がい等により、電話による 119 番通報が困難な方を対象に、携帯電話等のメール機能を利用して緊急通報を行うことで、消防車や救急車の要請が出来るシステムです。 利用を希望される方は、事前登録が必要となりますので、桐生消防本部のホームページ(リンク先は下のとおり)でご確認ください。 ※利用対象者は、桐生市とみどり市に在住又は在勤、通学されている方で、聴覚や言語等に障がいがある方に限ります。
リンク先	http://www.city.kiryu.lg.jp/anzen/toubani/1002771.html
窓 口	桐生市消防本部 FAX:43-2370

・聴覚・言語に障がいがある方のための「ファックス 119 番」

内 容	消防署では FAX で緊急通報を受付いたします。 ※通報する場合は、事件の種類(火災か救急)・発生場所(現場の目標物)・発生時間・状況、通報者住所・氏名・連絡先などを記入して FAX 送信してください。
FAX通報	消防署 119 または 桐生市消防本部 43-2370

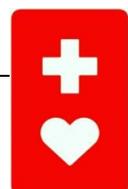


・NET119(ねっといちいちきゅう)緊急通報システム

内 容	聴覚・言語機能等に障害があり、音声通話による 119 番通報が困難な方を対象とした緊急通報システムです。スマートフォン等でインターネットを利用し消防車や救急車の要請ができます。 ※このシステムを利用するには、事前に登録が必要です。(運用開始日:令和 2 年 6 月 1 日～)
リンク先	http://www.city.kiryu.lg.jp/anzen/1017940/1015430/1016937.html

・ヘルプマーク

内 容	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人または妊娠初期の人など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人がヘルプマークで周囲に知らせることで周囲の理解を促し、援助や配慮を得やすい社会を実現するためのものです。
交付窓口	笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)



・防災・防犯情報のメール配信サービス

内 容	携帯電話等のインターネット機能を活用して、防災・防犯の情報をEメールで配信いたします。(登録制)
登録方法	次のリンク先につないで、登録方法を確認するか、次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 ・リンク先 http://www.city.midori.gunma.jp/www/contents/1000000000001/index.html ・メールアドレス t-midori@sg-m.jp 案内に従い、配信カテゴリ(防災・防犯)や受信希望地区を選択し、登録してください。
配信情報	(1)防災:災害情報・道路規制情報ほか (2)防犯:不審者(車)情報・生活安全情報ほか
注意点	(1)登録・サービスの利用は無料ですが、メールを受信するための通信料はご自身の負担となります。 (2)本サービスは配信のみとなっていますので、返信することはできません。配信内容に関するお問い合わせ、ご意見などは、直接みどり市危機管理課危機管理係(76-0960)へご連絡ください。 (3)お送りする情報は、小規模のものは除くなど情報管理者が必要と判断した事例です。 (4)本サービスで得た個人情報は、本サービスの使用目的以外で使われることはありません。

「災害・避難情報」の配信サービス

内 容	みどり市が発信する災害等に関する緊急性の高い情報を、市内全域の携帯電話に対してメール配信いたします(圏外や配信中の場合は受信不可)。 緊急速報メールの受信設定が必要となります(申込み、月額使用料・通信料は不要)。 対応機種や受信設定方法などの詳細は、各携帯電話会社のホームページをご覧ください。 なお、同様の配信サービスを行っている隣接市の情報が境界付近の地域では配信される可能性があります。
リンク先	○株式会社 NTT ドコモ緊急速報「エリアメール」 ※平成23年12月1日から配信 リンク先 http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/ ○KDDI 株式会社(au)緊急速報メール ※平成24年6月15日から配信 リンク先 https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/ ○ソフトバンクモバイル株式会社緊急速報メール ※平成24年6月21日から配信 リンク先 http://mb.softbank.jp/mb/service/urgent_news/



・「上州くん安全・安心メール」の配信サービス

内 容	群馬県警察では、不審者情報等の防犯情報や交通安全情報などを「上州くん安全・安心メール」でEメール配信しています。配信を希望される方は、下のリンク先の「登録ページにすすむ」から登録手続きしてください。 ※認知症高齢者等行方不明者手配(居住地域別※SOS ネットワーク)専用メールについても紹介していますので、ご確認ください。
リンク先	○「上州くん安全・安心メール」の登録 リンク先 https://www.police.pref.gunma.jp/subindex/mailsetsumei.html

9 就労

・障害者職業センター

障がい者に対する職業能力、適性等の評価、障がいの種類・程度に応じた職業相談、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援等を行っています。

事業所名	所在地	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構 群馬支部 群馬障害者職業センター	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1	027-290-2540 027-290-2541(FAX)

・公共職業安定所

就職を希望する障がい者がその能力に応じた職業に就けるよう、職業指導・職業相談・職業紹介を行い、就職後も職場に適応・定着できるようアフターケアを行っています。

事業所名	所在地	電話番号
桐生公共職業安定所	〒376-0023 桐生市錦町2丁目 11-14	22-8609

・障害者就業・生活支援センター

雇用・福祉・教育等の各関係機関と連携しながら、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する相談・助言・職場実習等の斡旋などの支援を行っています。

事業所名	所在地	電話番号
社会福祉法人三和会 障がい者就業・生活支援センター「さんわ」	〒376-0121 桐生市新里町新川 3743	74-6981 74-6071(FAX)

・労働基準監督署

賃金や労働時間、労働条件等に関する相談を受け付けています。

事業所名	所在地	電話番号
桐生労働基準監督署	〒376-0045 桐生市末広町 13-5(桐生地方合同庁舎内)	44-3523

・群馬労働局

育児や介護休業、セクハラ、マタハラ等、雇用問題全般に関する相談を受け付けています。

事業所名	所在地	電話番号
群馬労働局雇用環境・均等室	〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1(前橋地方合同庁舎内)	027-896-4739

・特定求職者雇用開発助成金

内 容	公共職業安定所の紹介により、障がい者を雇用した事業主が一定の条件を満たした場合、事業主に助成金が1年間(重度の場合は1年6カ月)支給されます。
窓 口	桐生公共職業安定所(22-8609)

・職場適応訓練

内 容	障がい者等が職場の作業環境に適応することを容易にするための訓練で、期間は6ヶ月（重度の場合は1年）以内です。公共職業安定所において、訓練修了者を雇用する見込みがある等の一定の条件を満たす事業主から申し込みを受け、知事が事業主に委託して実施します。この期間中、訓練生本人には訓練手当、事業主には職場適応訓練費が支給されます。
窓 口	桐生公共職業安定所(22-8609)

障害者に関するマークの紹介④

<p>【 聴覚障害者標識 】</p> <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 (関係機関等：警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課)</p>	
<p>【 手話マーク 】</p> <p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができる場所が掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを掲示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。 (関係機関等：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p>	
<p>【 筆談マーク 】</p> <p>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができる場所が掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを掲示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。 (関係機関等：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p>	



10 施設

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等(入所・通所施設)の利用については、市へ申請していただき、支給決定等を受けてサービスを利用していただきます。児童福祉法に基づく施設については、児童相談所が申請窓口となりますが、通所施設については、市町村が申請窓口となります。

なお、介護保険の対象となる方は、原則として介護保険のサービスを優先して利用していただくことになります。

※以下、近隣の施設・事業所を抜粋して掲載しています。



・児童福祉施設等

○医療型障害児入所施設

18歳未満の障がい児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。

施設名	所在地	電話番号	定員
療育センターきぼう	〒376-0101 みどり市大間々町大間々22-4	73-2605	132
群馬整肢療護園	〒370-3531 高崎市足門町 146-1	027-373-2277	50(旧重心) 66(旧肢体)
両毛整肢療護園	〒376-0013 桐生市広沢町 1-2648-1	54-1182	60
さわらび医療福祉センター (旧:はんな・さわらび療育園)	〒370-3341 高崎市榛名山町 28-30	027-374-9221	103
渋川医療センター	〒377-0280 渋川市白井 383	0279-23-1010	100

○福祉型障害児入所施設

18歳未満の障がい児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。

施設名	所在地	電話番号	定員
わたらせ養護園	〒376-0131 桐生市新里町奥沢 59-1	74-0343	40
しろがね学園	〒371-2105 前橋市東大室町 177-1	027-268-6011	54
しきしま	〒379-1103 渋川市赤城町津久田 194-37	0279-56-2847	12

○児童発達支援センター

18歳未満の障がい児を通所によって、日常生活の基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の訓練または集団生活への適応のための訓練を行います。

施設名	所在地	電話番号	定員
おひさま	〒376-0101 みどり市大間々町大間々22-4	73-2605	20(多機能型)
ひまわり学園	〒373-0034 太田市藤阿久町 51	0276-31-8151	30
たんぼぼ学園	〒371-0002 前橋市江木町 1231	027-269-3620	40

○児童発達支援事業所

未就学の障がい児を通所させ、日常生活の基本的動作の指導・知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。

施設名	所在地	電話番号	定員
かみひこうき	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1321-1	66-9811	10
ばんび	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1843-4	47-7664	5
ウイズ・ユー笠懸岩宿駅前	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1500-1	080-7189-8342	10
ウイズ・ユー笠懸鹿	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 4403-3	080-4774-8342	10
笑(えむ)	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 2549-1	46-7281	10

施設名	所在地	電話番号	定員
chouchou(シュシュ)みどり	〒379-2314 みどり市笠懸町西鹿田 426-1	090-8510-1191	10
グローバルキッズパーク大間々店	〒376-0101 みどり市大間々町大間々466-11	32-4229	10
マーズ	〒376-0006 桐生市新宿 2-2-8	47-6993	5(多機能型)
asoviva	〒376-0035 桐生市仲町 2-768-13 2F	46-9021	10
こばんはうすさくら広沢教室	〒376-0013 桐生市広沢町 2-2998-1	32-5206	10
999(スリーナイン)あーと	〒376-0011 桐生市相生町 2-312-4	46-9978	10

○放課後等デイサービス事業所

就学している障がい児を通所させ、授業の終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練・社会との交流促進などを行います。

施設名	所在地	電話番号	定員
かみひこうき	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1321-1	66-9811	10
asovivaⅢ	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 2561-3	46-9156	10
ウイズ・ユー笠懸岩宿駅前	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1500-1	080-7189-8342	10
ウイズ・ユー笠懸鹿	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 4403-3	080-4774-8342	10
パステル	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 3592-3	47-7177	10
999(スリーナイン)笠懸	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 4265-4	32-6699	20
陽だまり	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 2549-1	76-6508	20
メロディーおおま	〒376-0101 みどり市大間々町大間々564-1	46-6606	10
マーズ	〒376-0006 桐生市新宿 2-2-8	47-6993	5(多機能型)
きらきら星	〒376-0006 桐生市新宿 3-3-19	43-6151	10
ストーニー桐生	〒376-0011 桐生市相生町 1-630-8 ステラパツ 1-B	46-8497	10
アニマート桐生あいおい	〒376-0011 桐生市相生町 4-55-9	52-1112	10
いっ歩	〒376-0011 桐生市相生町 5-444-85	46-9002	10
999(スリーナイン)桐生みどり	〒376-0011 桐生市相生町 2-316-1	46-8471	20
999(スリーナイン)	〒376-0011 桐生市相生町 2-312-4	46-9978	10
えるふ	〒376-0012 桐生市桜木町 1381-7	47-7633	5
こばんはうすさくら広沢教室	〒376-0013 桐生市広沢町 2-2998-1	32-5206	10
にこちゃんち	〒376-0023 桐生市錦町 3-3-13	44-6176	10
いちばん星	〒376-0034 桐生市東 5-6-14	46-8400	10
asoviva	〒376-0035 桐生市仲町 2-768-13 1F	46-9156	5
asovivaⅡ	〒376-0035 桐生市仲町 2-768-13 2F	46-9021	10
リッチ	〒376-0042 桐生市堤町 3-2-23	070-8905-6525	10
つつじ Kid's クラブ	〒376-0123 桐生市新里町武井 741	74-1530	10

・指定障害者支援施設

施設名	所在地	電話番号	定員	対象
はーとふるチハヤ	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 3609	76-2335	50	知的
桐花園	〒376-0013 桐生市広沢町 1-2647	54-3500	50	身体
みつみね寮	〒376-0041 桐生市川内町 5-1199	65-6666	30	身体
ねもと寮	〒376-0041 桐生市川内町 5-1199	65-6666	50	知的
エルシーヌ藤ヶ丘	〒376-0132 桐生市新里町鶴ヶ谷 132	32-4198	80	知的
つつじヶ丘 光の園	〒376-0123 桐生市新里町武井 455-1	74-1530	60	知的
つつじヶ丘学園 みたけ寮	〒376-0123 桐生市新里町武井 460-1	74-2814	30	知的
つつじヶ丘 はなぞの	〒376-0123 桐生市新里町武井 460-1	74-2814	30	知的
県立障害者リハビリテーションセンター(生活支援部)	〒372-0001 伊勢崎市波志江町 3030-1	0270-24-2678	140	身体

・指定障害福祉サービス事業所

施設名	所在地	電話番号	サービス種別(定員)						障害種別
			生活介護	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	宿泊訓練	就労定着	
はーとふるチハヤ	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 3609	76-2335	53						知的
チアフル	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 3592-3	47-7177	20						知的
エコー	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 490-7	77-0082				40			知的精神
障害者デイサービスオペラ	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 614-2	47-6300	20						身体
ワークスペースビート	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 614-6	30-5102				20			身体知的精神
障害者デイサービスクラシック	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 4529-5	30-5102	20						身体知的精神
木工芸館工房ふじ	〒376-0111 みどり市大間々町小平 284	72-2803	7			33			知的
障害者デイサービスおおぞら	〒376-0101 みどり市大間々町大間々24-14	73-2790	20						身体
街なか作業所 につこにつこ倶楽部	〒376-0101 みどり市大間々町大間々996-1	46-9933				25			身体知的精神
につこにつこファクトリー	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1911-43	46-8056				20			身体知的精神

施設名	所在地	電話番号	サービス種別(定員)						障害種別
			生活介護	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	宿泊訓練	就労定着	
大地の子	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 2790-4	46-9357			10	10			身体知的精神
にゃんライフ	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 3891-1	46-7832				20			知的精神
ひまわり	〒376-0101 みどり市大間々町大間々466-12	72-0021			20				身体知的精神
おひさま	〒376-0101 みどり市大間々町大間々22-4	73-2605	20 (多機能型)						身体知的精神 重心
マーズ	〒376-0006 桐生市新宿2-2-8	47-6993	5 (多機能型)						身体知的
セルフわたらせ	〒376-0011 桐生市相生町 2-925-1	55-2803	40			20			知的
おれっちあいおい	〒376-0011 桐生市相生町 2-500-30	47-6446	20						知的
さくらの家	〒376-0011 桐生市相生町 5-58-6	54-8928				20			知的精神
ウーリー桐生	〒376-0023 桐生市錦町 1-8-3TCビル 2-A	51-5741				20			知的精神
ファーム・ポルカ	〒376-0041 桐生市川内町 3-59-4	65-8738				20			身体知的精神
イナバファーム桐生	〒376-0121 桐生市新里町新川 517-10	46-9786			20				身体知的精神
就労支援事業所 SUN-Works	〒376-0021 桐生市巴町 2-6-4 コロンバスターワー1-B	070-3872-8615		20					身体知的精神 難病
元気のでるファーム STEP	〒376-0601 桐生市梅田町 4-465	32-0520		6		14			身体知的精神
けやき	〒376-0121 桐生市新里町新川 2062	74-1435				20			知的精神
みやのき	〒376-0136 桐生市新里町板橋 196-1	74-3531	20						知的精神
赤城の家	〒376-0137 桐生市新里町赤城山 571-5	74-4487				20			知的精神

施設名	所在地	電話番号	サービス種別(定員)						障害種別
			生活介護	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	宿泊訓練	就労定着	
ネンテル	〒376-0137 桐生市新里町赤城山 712-527	74-8787			10	10			知的精神
しごと工房みやま	〒376-0041 桐生市川内町 5-1587-1	65-8339		7		20		有	知的
新里町障害者サービス事業所クローバー	〒376-0121 桐生市新里町新川 2981	74-5800				32			知的
ふじみ野	〒376-0121 桐生市新里町新川 3742-2	47-8100	15			10			知的
あづま寮	〒376-0041 桐生市川内町 5-1199	65-6666	55						知的
なるかみ寮	〒376-0041 桐生市川内町 5-1199	65-6666	30						身体
ねもと寮	〒376-0041 桐生市川内町 5-1199	65-6666	50						知的
みつみね寮	〒376-0041 桐生市川内町 5-1199	65-6666	30				20		身体
桐花園	〒376-0013 桐生市広沢町 1-2647	54-3500	50						身体
エルシーヌ藤ヶ丘	〒376-0132 桐生市新里町鶴ヶ谷 132	32-4198	80						知的
つつじヶ丘 光の園	〒376-0123 桐生市新里町武井 455-1	74-1530	65						知的
つつじヶ丘学園 みたけ寮	〒376-0123 桐生市新里町武井 460-1	74-2814	30						知的
つつじヶ丘 はなぞの	〒376-0123 桐生市新里町武井 460-1	74-2814	30						知的
ありさんち	〒379-2305 太田市六千石町 51-1	78-7191				20			知的
インフィニット	〒379-2304 太田市大原町 1530-1	46-8522				30			身体 知的 精神
セルプあけぼの	〒373-0073 太田市緑町 783	0276-37-7444		6		24			知的
ラフィオ太田	〒373-0852 太田市新井町 516-19	0276-57-6070		20					知的 精神
障がい者支援センターまるべりー就労支援事業所めーぷる	〒372-0001 伊勢崎市稲荷町 697-5	0270-27-4081		6		34		有	身体
ワークスタジオ前橋	〒379-2154 前橋市天川大島町 1203-1 金井ビル 2階	027-261-3055		20				有	身体 知的 精神

施設名	所在地	電話番号	サービス種別(定員)				障害種別
			生活介護	機能訓練	生活訓練	宿泊訓練	
群馬県立障害者リハビリテーションセンター(生活支援部)	〒372-0001 伊勢崎市波志江町 3030-1	0270-24-2678	120	20	10		身体
援護寮はばたき	〒379-2221 伊勢崎市国定町 2-2400-1	0270-63-1860			25	20	精神
かなやま青年寮	〒373-0829 太田市高林北町 1027-2	0276-38-4305				20	知的

・共同生活援助(グループホーム)事業所

施設名	所在地	電話番号	定員	障害種別
真栄ホーム	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1745-9	72-2671	4 (男性)	知的
関口ホーム	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1970 5号,6号	72-0093	5 (男性)	知的
樺の家	〒376-0111 みどり市大間々町小平 268-1	72-2182	5	知的
わたぼうしホーム	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 3610	76-2335	10	知的
第6ドルフィン大間々	〒376-0101 みどり市大間々町大間々746-6	080-3765-4786	7	知的・精神
第7ドルフィン大間々	〒376-0101 みどり市大間々町大間々746-6	080-3765-4786	10	知的・精神
ハッピーライフ・カーサワン・くらす	〒376-0101 みどり市大間々町大間々75-4	47-7233	5 (男性)	身体・知的 精神
ゆり庵	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1742-5	78-7511	5	知的・精神
グループホーム大地	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿 491-1	76-8711	10	身体・知的 精神
ホームかたくり	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1911-25	46-8056	6	知的・精神
ホームのぞみ みどり店	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1428	070-4330-8595	7	知的・精神
藤和荘	〒376-0121 桐生市新里町新川 3743	74-5965	16	知的
ウェルわたらせ	〒376-0002 桐生市境野町 3-2124-2	32-6078	20	身体・知的 精神
真友テラス	〒376-0034 桐生市東 1-10-8	080-9415-3969	6	身体・知的 精神
真友テラス桐生Ⅱ	〒376-0007 桐生市浜松町 2-7-22 桐生レジデンス	080-9415-3969	8	知的・精神
ひのメディホーム桐生	〒376-0007 桐生市浜松町 1-12-7	050-5527-4190	7	身体・知的 精神
グループホームひろば	〒379-2304 太田市大原町 1532-2	46-8588	10	身体・知的 精神・難病

・その他の施設

○福祉ホーム

施設名	所在地・電話番号	対象
福祉ホーム りぼん	〒379-2204 伊勢崎市西久保町 2-1420 Tel.0270-61-8836	身体障害者

○地域活動支援センター

在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行い、障がい者およびその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立及び社会参加の促進を図る施設です。

施設名	所在地	電話番号
みどり市地域活動支援センターつばさ	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1567-2 (みどり市障害者福祉センター内)	76-4800 76-4881(FAX)
みどり市地域活動支援センターおおま	〒376-0102 みどり市大間々町桐原 1150-3	72-0234(TEL・FAX)

○在宅重度心身障害者等デイサービス

在宅の15歳以上の重度心身障がい者又は介護している家族を対象に通所の場としてデイサービスセンターを利用し、いただき、養護、日常生活訓練、機能訓練、介護技術指導等のサービスを提供します。

施設名	所在地	電話番号
みどり市障害者デイサービスセンター (在宅重度心身障害者等デイサービス事業)	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1567-2 (みどり市障害者福祉センター内)	76-4800 76-4881(FAX)

○ふれあいスポーツプラザ

障がい者及び高齢者がいつでも安心して利用できる県立の総合スポーツレクリエーションセンターです。

施設名	所在地	電話番号
ふれあいスポーツプラザ	〒379-2214 伊勢崎市下触町 238-3	0270-62-9000
開館時間: 午前9時～午後8時(ただし、プールの使用は午前10時～午後7時(7・8月は午後7時30分まで)) 休館日: 月曜日、祝日の翌日、第2火曜日及び第4火曜日、年末年始(12月28日～1月4日) 施設内容: 屋内プール、体育館、卓球室、トレーニング室、グラウンド、 アーチェリー場、テニスコート 利用料: 障害者、65歳以上の人及びその介護者1名は無料		



11 資料

・障害者団体一覧

団体名	主な活動内容
みどり市身障者連盟	障がい者福祉の向上にむけた活動、会員相互の親睦と福祉増進。
みどり市手をつなぐ育成会	県育成会の委託事業実施、心身障害者療育訓練事業、知的障害者福祉月間の啓発活動などを通じ、会員同士の交流や情報交換などを行う。
みどり市腎友会	透析患者に関する正しい知識を広め、会員相互の親睦と交流、行政機関との協調による活動。食事療法(料理)講習会や勉強会を実施。
みどり市ろう者協会	聴覚障害者への支援や手話の指導、啓発活動などを行う。

※この他にも任意で活動している団体等があります。詳細は社会福祉協議会(76-4111)へお問い合わせください。

・指定避難所及び指定退避所一覧

市では58ヶ所の指定避難所を指定するとともに、11ヶ所の指定待避所を指定しています。



【官公庁緊急時連絡先】

官公庁名	電話番号	官公庁名	電話番号
桐生警察署大間々分庁舎	72-0110	桐生みどり消防署	77-1177
桐生警察署	43-0110	桐生みどり消防署大間々新里分署	73-1555
		桐生みどり消防署黒保根東分署	97-2609

【東地区】13ヶ所(指定避難所7ヶ所、指定待避所6ヶ所)

番号	場 所	住 所	電話番号	指定避難所	指定退避所
東1	東公民館	東町花輪 205-1	97-2721		○ (土砂災害に注意)
東2	あずま小中学校	東町神戸 10	97-3800	○	
東3	花輪第1区集会所	東町花輪 132	—		○ (土砂災害に注意)
東4	沢入会館	東町沢入 932	—		○ (土砂災害に注意)
東5	東運動公園(社会体育館)	東町座間 378-4	97-3031	○	
東6	沢入体育館	東町沢入 491	—		○ (土砂災害に注意)
東7	高齢者生活福祉センター	東町花輪 114-3	97-2828		○ (土砂災害に注意)
東8	神戸生活改善センター	東町神戸 556-4	—	○	
東9	地域振興青年研修センター	東町座間 26-1	97-2554		○ (土砂災害に注意)
東10	座間集会所	東町座間 259	—	○	
東11	草木集会所	東町草木 208-1	—	○	
東12	小中集会所	東町小中 591-1	—	○	
東13	小夜戸集会所	東町小夜戸 901-2	—	○	

【大間々地区】 34ヶ所(指定避難所 29ヶ所、指定待避所 5ヶ所)

番号	場 所	住 所	電話番号	指定 避難所	指定退避所
大間々1	厚生会館	大間々町桐原 81-2	72-4054	○	
大間々2	大間々老人憩いの家	大間々町桐原 1251	72-1620	○	
大間々3	大間々北小学校	大間々町桐原 653	72-1771	○	
大間々4	大間々南小学校	大間々町大間々884	72-1274	○	
大間々5	大間々東小学校	大間々町大間々456-1	73-1733	○	
大間々6	旧神梅小学校	大間々町上神梅 68	—	○	
大間々7	旧福岡中央小学校	大間々町浅原 1500-2	72-1264		○ (土砂災害に注意)
大間々8	多世代交流館	大間々町塩原 363	—	○	
大間々9	大間々中学校	大間々町桐原 217	73-1049	○	
大間々10	大間々東中学校	大間々町大間々1829-1	73-0516	○	
大間々11	赤城保育園	大間々町桐原 775-1	72-2061	○	
大間々12	二葉保育園	大間々町大間々2261	72-1182	○	
大間々13	大間々保育園	大間々町大間々792-2	72-1448	○	
大間々14	東保育園	大間々町大間々471-1	73-4188	○	
大間々15	大間々南幼稚園	大間々町大間々895	73-0067	○	
大間々16	大間々町第 1 区公民館	大間々町大間々1196	73-1254	○	
大間々17	大間々町第 2 区公民館	大間々町大間 1059-4	—	○	
大間々18	大間々町第 3 区集会所	大間々町大間々1339	—	○	
大間々19	大間々町第 4 区集会所	大間々町大間々1389-3	—	○	
大間々20	大間々町 5 丁目クラブ	大間々町大間々1496-7	—	○	
大間々21	大間々町第 6 区公民館	大間々町大間々1075-1	—	○	
大間々22	大間々町第 7 区公民館	大間々町大間々762-6	—	○	
大間々23	大間々町第 8 区集会所	大間々町大間々311-1	—	○	
大間々24	大間々町第 9 区公民館	大間々町桐原 173-1	—	○	
大間々25	大間々町第 10 区公民館	大間々町桐原 525-1	—	○	
大間々26	大間々町第 11 区公民館	大間々町桐原 991-1	—		○ (土砂災害に注意)
大間々27	大間々町第 12 区公民館	大間々町桐原 1040-1	73-0008	○	
大間々28	大間々町第 13 区集会所	大間々町大間々1955-2	—	○	
大間々29	大間々町第 14 区集会所	大間々町高津戸 559-5	73-4987		○ (土砂災害に注意)

番号	場 所	住 所	電話番号	指定避難所	指定退避所
大間々30	大間々町塩原公民館	大間々町塩原 434	—	○	
大間々31	大間々町第 16 区集会所	大間々町塩原 616-1	—	○	
大間々32	大間々町福岡中央公民館	大間々町浅原 1240	—		○ (土砂災害に注意)
大間々33	大間々町長尾根公民館	大間々町長尾根 150	—	○	
大間々34	大間々町塩沢公民館	大間々町塩沢 248	—		○ (土砂災害に注意)

【笠懸地区】 22ヶ所(指定避難所 22ヶ所)

番号	場 所	住 所	電話番号	指定避難所	指定退避所
笠懸 1	笠懸公民館	笠懸町阿左美 1581-1	76-2211	○	
笠懸 2	笠懸中学校	笠懸町鹿 362	76-2011	○	
笠懸 3	笠懸南中学校	笠懸町阿左美 829	76-6211	○	
笠懸 4	笠懸小学校	笠懸町鹿 346	76-2100	○	
笠懸 5	笠懸西小学校	笠懸町鹿 3060-1	77-1655	○	
笠懸 6	笠懸東小学校	笠懸町阿左美 1010	76-6167	○	
笠懸 7	笠懸北小学校	笠懸町阿左美 3730	76-6833	○	
笠懸 8	笠懸幼稚園	笠懸町鹿 4590-2	76-2714	○	
笠懸 9	笠懸町第 1 保育園	笠懸町阿左美 3740	76-2012	○	
笠懸 10	笠懸町第 1 区公民館	笠懸町阿左美 3196-6	—	○	
笠懸 11	笠懸町第 2 区公民館	笠懸町阿左美 410-8	76-6595	○	
笠懸 12	笠懸町第 3 区公民館	笠懸町阿左美 1428-6	76-6596	○	
笠懸 13	笠懸町第 4 区公民館	笠懸町阿左美 2220-1	76-6597	○	
笠懸 14	笠懸町第 5 区公民館	笠懸町阿左美 3631-1	76-6598	○	
笠懸 15	笠懸町第 6 区公民館	笠懸町久宮 325-9	—	○	
笠懸 16	笠懸町第 7 区公民館	笠懸町鹿 385-1	76-4950	○	
笠懸 17	笠懸町第 8 区公民館	笠懸町鹿 2693	—	○	
笠懸 18	笠懸町第 9 区公民館	笠懸町鹿 3735-1	76-4952	○	
笠懸 19	笠懸町第 10 区公民館	笠懸町西鹿田 798-3	76-6656	○	
笠懸 20	桐生ボートレース場	笠懸町阿左美 2887	76-2411	○	
笠懸 21	市民体育館 「桐生大学グリーンアリーナ」	笠懸町阿左美 1714-2	77-1616	○	
笠懸 22	学校法人桐丘学園桐生大学	笠懸町阿左美 606-7	76-2400	○	

・福祉避難所

福祉避難所は、災害発生時において、指定避難所では生活に支障が想定される高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等のうち、特に配慮を要する方々の避難所として開設するものです。

場 所	住 所	電話番号
特別養護老人ホーム かさかけの里	みどり市笠懸町鹿 3033-1	40-5167
特別養護老人ホーム ながめの里	みどり市大間々町桐原 1511-1	32-5069
グループホーム ヴェルデ	みどり市東町神戸 95-2	47-6951
特別養護老人ホーム プロヴァンス笠懸	みどり市笠懸町阿左美 500-3	76-8800
介護老人保健施設 サンホープ笠懸	みどり市笠懸町鹿 2646-1	76-1100
通所介護施設 サンホープケアパーク阿左美	みどり市笠懸町阿左美 574-3	76-1175
ショートステイ サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ	みどり市笠懸町阿左美 500-1	70-7200
サービス付き高齢者向け住宅 サンテ笠懸	みどり市笠懸町鹿 3215-2	47-7800
特別養護老人ホーム のぞみの苑	桐生市相生町 5 丁目 493	54-9535
デイサービス のぞみの苑	桐生市相生町 5 丁目 493	54-9536
療育センター きぼう	みどり市大間々町大間々22-4	73-2605
障害者デイサービス おおぞら	みどり市大間々町大間々24-14	73-2790
ケアハウス サンフレッシュ	桐生市相生町 5 丁目 493	54-9535

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の概要

「障害者総合支援法」は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことを定めた法律です。

○給付対象者

障がい者、障がい児及び難病患者等

※障害福祉サービス(介護・訓練等給付)を利用する場合は、サービスの必要性を総合的に判定するため、障がい者等の心身の状況(障害支援区分)、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価などに関わる調査や認定を行った上で、サービス等利用計画(ケアプラン)に基づいてサービスが提供されます。

○総合支援法における福祉サービス

【自立支援給付の主な内容】

- ①介護給付(居宅介護、ショートステイ、施設入所支援等)
- ②訓練等給付(自立訓練(リハビリ等)、就労移行支援等)
- ③自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)
- ④補装具等

【地域生活支援事業】

市町村や都道府県が行う障がい者等の自立支援事業です。

- ①相談支援
- ②移動支援
- ③コミュニケーション支援
- ④日常生活用具
- ⑤地域活動支援センター など



○利用者負担(介護・訓練等給付の場合)

利用者負担は、サービス量と所得に応じた負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限額の設定)となっています。施設等で暮らしている場合には食費等の実費も自己負担することになります。低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。主な軽減制度は下記のとおりです。

【医療型個別減免】

医療型障害児施設や療養介護を利用する場合、20歳以上の入所者は市町村民税非課税の方に対して、また、20歳未満の入所者はすべての所得区分の方に対して、定率負担の個別減免が行われます。

区分	区分の説明	負担上限
生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割16万円(障がい児及び20歳未満の施設入所者は28万円)未満の方	居宅で生活する障がい児 4,600円
		居宅で生活する障がい者及び20歳未満の施設入所者 9,300円
一般2	上記以外の方	37,200円

【高額障害福祉サービス費】

同じ世帯で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを併用した場合、補装具の購入等をした場合、また、障がい児が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを併用した場合で、基準額を超えたときに高額障害福祉サービス費が支給されます。

【食費・光熱費等に係る補足給付】

入所施設の食費・光熱費の実費負担については、手元に一定の額が残るよう補足給付が行われます。グループホーム等を利用する低所得の方には、月1万円を上限とする家賃補助が支給されます。

【食費の人件費支給による軽減】

通所施設等では、低所得、一般世帯(所得割16万円未満)の場合、食費負担のうち人件費分が支給され、食材料費の負担となります。

◆申請窓口

笠懸庁舎社会福祉課(76-0975) 大間々庁舎大間々市民生活課(76-1846) 東支所東市民生活課(76-0984)